

員として の職務に 従事する 職員（漁 業取締船 の乗組職 員を除 く。）	制帽	1	36	図5のとおり					
	日覆	1	36	図6のとおり					
	雨合羽 （上衣、 ズボン及 び頭巾）	1	24						
	3 漁業取 締船の乗 組職員	作業服 （上衣）	2	48	図7のうち上衣 のとおり				
		作業服 （夏上 衣）	2	48	図16のとおり				
		作業服 （ズボ ン）	2	24	図7のうちズボ ンのとおり				
		作業帽	1	12	図8のとおり				
		ゴム製半 長靴	1	12					
		安全靴	1	36					
		防寒服	1	36					
	防寒ズボ ン	1	36						
	雨合羽 （上衣、 ズボン及 び頭巾）	1	24						
略					略				
図 略					図 略				

附 則

この訓令は、平成20年10月21日から施行する。